

教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策支援金 募集要項

原油価格・物価の高騰による価格転嫁が困難な教育旅行の受け入れに伴う負担を軽減するため、教育旅行の受入をしている県内の宿泊施設に対して、支援金を支給します。

1 支給対象事業者等

支給対象事業者等については、次のとおりです。

項 目	内 容
支給対象事業者	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に定める旅館営業、ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設とする。
支給対象事業	次の各号の全てに該当する事業とする。 (ア) 文部科学省が定める学習指導要領に基づき、「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」として行われる活動に伴う宿泊であること。 (イ) 令和 5 年 4 月 1 日（土）宿泊分から令和 6 年 3 月 10 日（日）宿泊分までを対象期間とする。
支 援 金 額	申請のあった支給対象事業の実施による宿泊人数に対して、1 人泊当たり 2 千円を乗じた額とする。

2 交付申請受付

当該支援金は、(1)から(3)の 3 期間に分けて申請を受け付けます。それぞれの受付期間及び提出書類は、下記のとおりです。

(1) 令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 5 年 8 月 31 日（木）宿泊分まで

区 分	受付期間・提出期限	提出書類
実績報告	令和 5 年 9 月 1 日（金）から 令和 5 年 9 月 29 日（金）まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策支援金実績報告書兼請求書（様式 4） ・ 誓約書（様式 2） ・ 営業許可証の写し ・ 宿泊実績一覧表（様式 5） ・ 教育旅行催行証明書（様式 6） ・ 宿泊者名簿の写し（個人名が特定されないよう処理したもので可） ・ 支援金振込口座の通帳の写し

(2) 令和 5 年 9 月 1 日（金）から令和 5 年 11 月 30 日（木）宿泊分まで

区 分	受付期間・提出期限	提出書類
申 請	令和 5 年 9 月 1 日（金）から 令和 5 年 9 月 29 日（金）まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策支援金支給申請書（様式 1） ・ 誓約書（様式 2） ・ 宿泊予定一覧表（様式 3） ・ 営業許可証の写し
実績報告	事業完了の日※から 30 日以内 （当該日が土日祝の場合は前営業日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策支援金実績報告書兼請求書（様式 4） ・ 宿泊実績一覧表（様式 5） ・ 教育旅行催行証明書（様式 6）

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者名簿の写し（個人名が特定されないよう処理したもので可） ・ 支給決定通知（様式8）の写し ・ 支援金振込口座の通帳の写し
--	--	---

(3) 令和5年12月1日（金）から令和6年3月10日（日）宿泊分まで

区分	受付期間・提出期限	提出書類
申請	令和5年11月1日（水）から 令和5年11月17日（金）まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策支援金支給申請書（様式1） ・ 誓約書（様式2） ・ 宿泊予定一覧表（様式3） ・ 営業許可証の写し
実績報告	事業完了の日※から30日以内 （当該日が土日祝の場合は前営業日） ただし、令和6年2月15日（木） 宿泊分以降の実績を含む分については、 令和6年3月15日（金）までとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策支援金実績報告書兼請求書（様式4） ・ 宿泊実績一覧表（様式5） ・ 教育旅行催行証明書（様式6） ・ 宿泊者名簿の写し（個人名が特定されないよう処理したもので可） ・ 支給決定通知（様式8）の写し ・ 支援金振込口座の通帳の写し

※事業完了の日とは、支給対象事業の最後の宿泊日をいう。

3 申請書類の提出及び問合せ先等

項目	内容
提出方法	申請書類の持参又は郵送 【持参の場合】 ※ 事前に予約をすること。 ※ 書類や記載内容に不備がないか等の形式審査の後、書類を受付する。形式審査には多少時間がかかること。 ※ 形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は受付しないことがあること。 【郵送の場合】 ※ 形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は、受付せずに申請書を返送することがあること。 ※ 受付期間前等、期間外に申請書を提出した場合は、受付せずに申請書を返送する。
受付時間	午前9時から午後5時まで ※ 正午～午後1時を除く。 ※ 土曜、日曜及び祝日並びに12月29日～1月3日を除く。
提出及び問合せ先	住所：〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1（マリオス3階） 宛先：公益財団法人岩手県観光協会 緊急対策担当 電話：019-651-0626

	FAX : 019-651-0637 e-mail: syu-shi@iwatetabi.jp
留意事項	郵送の際は、封筒に「緊急対策事業申請書類在中」と記載すること。

4 交付決定

項目	内容
交付決定	<p>申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行う（申請の内容が適当であると認められるときに、予算の範囲内で交付決定を行うもの）。</p> <p>※ 申請書受付順番が後順位の申請については、申請内容が適当であっても、予算の都合上不交付となる場合があること。</p>